

平成28年10月24日

各 局 ・ 区 長
会 計 管 理 者
公 営 企 業 管 理 者 様
教 育 長
行政委員会等事務局長

室 田 副 市 長
(財政局財政課)

平成29年度の予算編成について（依命通達）

本市の財政は、歳入面では、新年度において、県費負担教職員制度に係る権限移譲に伴う財政措置を除けば、市税や地方交付税を含む一般財源収入総額の大幅な伸びは期待できない。

一方、歳出面では、高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加をはじめ、公債費などの義務的経費の増加により、財政の硬直化が一層進んでいくものと見込まれる。

加えて、一般会計の市債残高は、国が地方交付税の不足を補うために市に発行させる臨時財政対策債の発行などの影響により増加を続け、本年度末で1兆1,000億円となる見込みであり、新たな借入れは引き続き抑制せざるを得ない状況にある。

こうした状況下においても、平成29年度予算編成に当たっては、本年2月に策定した「財政運営方針（平成28年度～平成31年度）」に則りつつ、市長の所信表明に掲げられた「活力とにぎわい」、「ワーク・ライフ・バランス」、「平和への思いの共有」という三つの要素を柱としたまちづくりの充実強化を図らなければならない。

また、広島都市圏を踏まえ、「デルタ市街地」、「デルタ周辺部」に加え、既に人口減少に直面している「中山間地・島しょ部」という三つのエリアごとに、「自分たちのまちは自分たちで創る」という住民の主体的な取組とも連携しながら、地域特性に応じたまちづくりをバランス良く展開していかなければならない。

さらに、本市と広島広域都市圏全体の双方を見据えた「地方創生」の取組を一体的か

つ着実に推進し、「200万人広島都市圏構想」を実現する必要がある。そのためには、施策の効果を圏域内の市町にももたらすことを常に意識しつつ、圏域全体ひいては中四国地方の発展をけん引するエンジンとして、その中枢性を高める施策に取り組まなければならない。

こうした考え方の下、平成29年度予算編成においても予算要求基準は設けないが、職員一人一人が、「選択と集中」・「ゼロベース」という観点に立ち、

- ① 事務・事業は、住民のニーズに応えるもの、かつ、行政が担うべきものになっているか
- ② 事務・事業の政策目的に照らして、その達成に直接効果をもたらす方策となっているか
- ③ 従来から継続されている事務・事業であっても、新しい発想や手法を取る余地はないか
- ④ 事務・事業は、最少の経費で最大の効果を挙げられるものになっているかを常に問い直しつつ、重点的・効率的な予算編成に取り組まなければならない。

平成29年度の予算編成においては、以上述べてきた点を十分に踏まえるとともに、別紙「平成29年度予算編成要領」も踏まえた上で要求するよう、命により通知する。

平成 29 年度予算編成要領

予算要求に当たっては、以下の事項に十分留意すること。

第 1 総括的事項

1 新規の事務・事業の要求に当たっての留意事項

新規の事務・事業については、本市の現状に即して、事業の必要性・緊急性、民間等との役割分担等について十分検討するとともに、施策目標や将来の財政負担を明確にした上で予算要求すること。その際には、当該事務・事業の終期設定や既存の事務・事業の見直しなどにより財源の確保に十分努めること。

また、事務・事業の開始後 3 年が経過した時点で、当該事務・事業に要する費用と市政に及ぼす効果についての検証を行うこと。

2 事務・事業の抜本的な見直しと行政改革の推進

(1) 「選択と集中」による政策の重点化・効率化を図っていくため、大規模プロジェクトや事務・事業の執行体制も含め、全ての事務・事業について、次の視点から見直しを行うこと。

- ・ 事業目的に照らした事業の妥当性・必要性
- ・ 事業手法の有効性・効率性
- ・ 事業に対する市の関与のあり方

(2) また、(1)の見直しに当たっては、市民生活への影響も考慮し、必要な代替策、激変緩和策など、所要の措置を講じることを検討すること。

(3) さらに、行政改革については、「行政改革大綱」に基づく行政改革の推進に関する取組を着実に実施できるよう、必要となる経費を予算要求に反映させること。

3 「地方創生」に向けた取組の推進

(1) 「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略の推進

「世界に誇れる『まち』広島」創生総合戦略に基づき、「出生率の向上」と「若い世代の人口の確保」（東京圏・関西圏への転出超過の抑制）の実現に向け必要となる新たな事務・事業について、地方創生に係る国の交付金等を活用し、民間との連携を図りながら、積極的な企画立案に努めること。

(2) 広島広域都市圏発展ビジョンの推進

広島広域都市圏発展ビジョンに基づき、「誰もが“住み続けたい”“住んでみたい”広島広域都市圏」の形成に向け、圏域全体の経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、圏域内の諸課題への対応のために必要となる新たな事務・事業について、近隣市町と事前に十分な調整を行い、積極的な企画立案に努めること。

4 各局単位を超えた全庁的な取組

多様化する行政需要に的確に対応するため、必要に応じその課題解決を主導すべき主管課が中心となって行政内部の横串の連携により、部局の垣根を超えた横断的な施策の

立案に取り組むこと。その際には、事前に十分な調整を行い、事業の重複や競合が生じないようにすること。

5 共同事業等の適切な負担割合の設定

- (1) 国・県・他市町・民間団体との共同事業等については、財政課等関係部局と事前協議の上、当該事業に係る本市の担うべき役割や受益に応じた適切な負担割合とすること。
- (2) 広島県と本市が、それぞれ実施している類似の行政サービスについて、互いの連携や役割分担を見直す際には、県民・市民の利便性の向上や県・市の施策の整合を図るとともに、県・市を合わせた費用対効果の改善に留意して検討を進めること。

6 民間活力の活用

PFI等の民間の資金・ノウハウ・人材等を有効活用する事業手法や外部委託について、市民サービスの向上、経済的効果、経費節減などの観点に立って、積極的に検討するとともに、新規事業については民間による実施も検討すること。

なお、委託先が公益的法人等となっているものについても、民間への委託替え等が効果的と考えられる場合は、同様の観点に立って積極的に検討すること。

7 議会、監査等の指摘への対応

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受け対応が必要な事項については、問題を解消するための措置を予算要求に反映する等の確に対応すること。また、包括外部監査については、本年度から、従前よりも早い時期に報告書案が提出されることとなっていることから、それを踏まえた対応を検討すること。

第2 歳入に関する事項

1 市債発行の抑制

- (1) 市債については、財政運営方針において、臨時財政対策債の残高及び減債基金積立累計額を除いた市債残高を平成28年度から平成31年度までの4年間で1割程度減少させる目標を掲げている。また、本市の実質公債費比率、将来負担比率は政令指定都市の中で極めて高水準である。こうしたことを踏まえ、事業計画の見直しやコスト縮減などを図り、その発行抑制に努めること。
- (2) また、市債を財源とする場合には、将来の財政負担が軽減されるよう、償還等に当たって地方交付税が措置される有利なものを活用すること。

2 収納率の向上対策

市税や国民健康保険料については、収納率の状況を踏まえ、口座振替の加入促進、滞納整理の強化など、収入の確保及び収納率向上に向けた取組を更に強化すること。このほか、介護保険料、保育料、住宅使用料等についても、「行政改革計画」等に定めた目標を達成できるよう、積極的に取り組むこと。

3 使用料等の適正化

- (1) 施設の管理運営や事務の簡素・効率化等徹底した経費の節減に努めてもなお、管理

運営費等のコストを回収できていない使用料や手数料については、住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に立って、その適正化に努めること。なお、適正化に当たっては、国の補助制度等において前提とされている受益者負担額、社会経済情勢の変化、他都市・民間との均衡なども考慮し、市民の立場に立ったサービスの改善・向上を併せて図ること。

- (2) 受益が特定され、個別的なサービスでありながら無料となっている公共サービスの有料化について検討すること。

4 未利用地等の売却促進及び有効活用

- (1) 未利用地については、現下の厳しい財政状況を踏まえ、財源確保の観点から、積極的な売却に努めること。

なお、売却までの間は、「未利用市有地貸付実施要領」を踏まえ、一時貸付け、定期借地権等の設定等により、有効活用を図ること。

- (2) 事業予定地についても、本来の目的に供するまでの間は、事業実施に支障のない範囲で、財産管理上の適切な手続を行った上で最大限の有効活用に努めること。

5 国・県支出金の積極的確保等

- (1) 国・県支出金については、国・県の財源を活用した予算編成を行うという観点から、国・県の予算編成、法律・制度改正の動向を的確に把握し、その確保に努めること。

- (2) 特に、国・県支出金の合理的な理由のない削減等については、市民に広く情報を公開し、その支持を得ながら、国・県に対しあらゆる機会を捉えて要望等を行い、事務・事業の実施に必要な財源の確保に努めること。

6 新たな財源の積極的確保

- (1) 本市の印刷物や刊行物、ホームページ、公共施設等を活用し、行政目的を損なわない範囲での広告掲載や命名権設定などが可能なものについては、採算の見通しなど実現可能性を検討した上で、積極的に導入を図り、財源の確保に努めること。

また、「ふるさと納税」制度を活用した寄附金の積極的な確保に努めること。

- (2) 事業の実施に伴い発生するエネルギーを活用した売電など、本市が所有する資源等を生かした新たな財源確保策について、積極的に検討すること。

第3 歳出に関する事項

1 公共事業の見直し

- (1) 財政運営方針において、その目標として市債残高の抑制を掲げており、新規の市債発行を伴う公共事業については、長期的な視点に立って必要に応じ事業計画を見直すこと。

- (2) 計画の作成や事業費の積算に当たっては、民間活力を最大限活用することなどにより、各年度の財政負担を抑制するとともに、事業の着手時あるいは実施途中で追加の財政負担が生じないように、厳密な検討を行うこと。

- (3) 計画策定から長期間経過し、未着手となっている事業などは、事業の再評価を行い、事業の中止を検討するなど、抜本的な見直しを行うこと。

2 公共工事のコスト縮減等

- (1) 工事の設計・積算に当たっては、計画の早い段階から新技術・新工法を積極的に活用するなど、事業の構想・設計段階から工事・維持管理までの全ての段階において、コスト縮減に努めること。
- (2) ライフサイクルコストや社会的コストの低減など総合的なコスト縮減を進めること。
- (3) 事業計画について事前に十分検討し、適正な工期を設定するとともに、工事の着手時期を踏まえ、年度内に工事が完了しないと見込まれる場合には債務負担行為を設定すること。

3 公共施設の整備等に係る留意事項

- (1) 老朽化・狭あい化による施設の更新や新たなサービス需要の発生等により施設の新設を検討する際には、まず、既存施設等の有効活用により対応することを検討すること。
- (2) 施設の更新や新設を行う場合には、「ハコモノ資産の更新に関する基本方針」や「広島市公共施設等総合管理計画（案）（中間報告）」などを踏まえ、機能・サービスの見直しや施設数・規模の適正化等を検討するとともに、建設費と管理運営費を合わせたトータルコストが市民の受益に見合うものかどうかを十分吟味すること。
- (3) 防災・減災のまちづくりを一層推進するため、公共施設等の耐震化を着実に進めること。また、本年4月から障害者差別解消法が施行されたことを踏まえ、公共施設のバリアフリー化を計画的に進めること。
- (4) 道路・橋りょう等のインフラ資産については、それぞれの点検要領や長寿命化（更新）計画に基づき、市民の安全確保とともに、効果的・効率的な維持保全に努めること。また、ハコモノ資産についても同様の視点をもって取り組むこと。

4 用地取得に当たっての留意事項

- (1) 施設の建設等で新たに用地を必要とする場合は、土地の利用計画や事業スケジュールを考慮しながら、まず現在保有している未利用地等の活用を検討すること。
- (2) その上で用地取得が必要な場合には、事前に建設予定地の調査を十分行い、地価の動向や取得の見通し等を勘案し、適正な価格・規模で予算要求すること。
- (3) 事業の性格や経費効果を考慮しながら、必要に応じ、定期借地等の借上げ方式による用地確保の方策についても検討すること。

5 公共施設における維持管理経費の節減と利用促進

- (1) 各種公共施設の管理運営費については、引き続き徹底した節減に努めること。
- (2) 新設に伴う経費については、既存の事務・事業の見直しにより対応することを原則とすること。
- (3) 「広島市環境マネジメントシステム」に基づいて、高効率の省エネルギー設備・機器の導入などについて、費用対効果を見極めつつ検討し、光熱水費や消耗品費等のより一層の節減を図るなど、環境負荷の低減やコスト縮減に努めること。
- (4) 財政局契約部が労務単価や諸経费率などを示している業務の委託料の積算に当たっては、当該労務単価等を遵守し、適正に見積りを行うよう、厳に留意すること。
- (5) 公共施設の用地として民有地を賃借する場合には、「借上土地の借上料算定基準」により算定した額の範囲内で行うこと。契約借上額がこの基準により算定した額を上回る場合には、鋭意引下げ交渉を行い、その是正に努めること。

- (6) 指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者とも連携して、利用実態を踏まえた的確なPR等を行うなど、公共施設の一層の利用促進を図ること。また、十分な利用が図られていない施設については、指定管理者に対して利用促進に向けた適切な指導を行うとともに、多目的な活用や他の施設への転用、施設の廃止についても含めた抜本的な対策を検討すること。

6 情報システムの運用・保守業務等に係る経費の削減・適正化

情報システムや設備・機械機器の運用・保守業務等については、情報政策部門と十分協議の上、導入を担当した事業者以外の者への委託や事業者との複数年一括契約の締結、情報システム改修費の厳格な精査など、その経費の削減・適正化に向けてあらゆる可能性を検討すること。

7 社会保障費の見直し

- (1) 社会保障費については、本年2月に公表した「広島型・福祉ビジョン」に掲げた視点や取組の方向性などを踏まえた施策展開を図る中で、健康づくりや健診受診率の向上、介護予防等の取組により医療費や介護費用の増加を抑制するなど、今後の費用増加の抑制を検討すること。
- (2) また、国の制度に基づく事業等については、制度見直しの動向に十分注意を払い、遺漏なく適切に対応すること。

8 補助金、負担金の整理合理化等

- (1) 補助金、負担金については、行政の責任の範囲を明確にするとともに、過去の慣例等にとらわれることなく、事業開始時からの社会経済情勢の変化や事業効果等の観点から、徹底した見直しを行うこと。また、必要性の薄れたものや長期間継続しても効果があがっていないものについては、原則として廃止すること。
- (2) 開催地負担金等の会議費、大会費等については、必要最小限の範囲で質素なものとする。また、開催者に対してもそのことを要請すること。

9 イベント等の見直し

- (1) 定例的なイベント（大会、キャンペーン等）・啓発事業・記念事業等については、慣例的な予算要求をすることなく、原点に立ち戻り、事業ごとに開催意義・目的や事業効果を改めて検証すること。
- (2) 企業からの協賛金や広告収入をはじめとする財源確保について、積極的に取り組むこと。
- (3) 開館記念式等については、必要最小限の範囲で質素に行うとともに、原則として記念品の配布はしないこと。

10 調査等業務の事前調整等

- (1) 調査等の業務については、既存の成果物の活用や共同実施などにより効率化が図れるものはないかなどをチェックした上で、真に必要なものに限り委託すること。
- (2) 具体的な事業実施の見通しが不明な事業計画については、その関連予算の要求を見送ること。

11 旅費・食糧費・消耗品費等の内部管理経費の節減

- (1) 旅費を要する会議等について、必要性が薄れているものについては積極的に廃止するとともに、廃止できないものについても出席者を必要最小限とするなど見直しに努めること。また、併せて視察・研修の機会として有効に活用するよう努めること。
- (2) 海外派遣（市民を対象とするものも含む）・出張については、必要最小限に抑えるとともに、視察・研修の機会として有効に活用すること。
- (3) 食糧費については、個々の必要性を十分吟味し、社会的批判を招くことのないよう節度をもった内容とするなど、その節減に努めること。
- (4) 消耗品等の内部管理経費については、振替物品の活用の徹底を図るとともに、在庫数量や使用状況を十分に考慮し、徹底した節減に努めること。また、各種物品、設備の購入・更新に当たっては、コスト縮減を図るため、購入、レンタル、リース等の方法を比較衡量し、同等の品質が得られる場合には最も安価な方法を採用すること。
- (5) 庁内LAN等、ICTを積極的に活用し、徹底したペーパーレス化や両面・裏紙コピーを推進するなど、通信運搬費等の節減に努めること。

第4 企業会計、公益的法人等に関する事項

企業会計、公益的法人等については、上記の事項を遵守するとともに、特に、以下に掲げる事項に留意すること。

1 企業会計等における独立採算制の原則の徹底

- (1) 企業会計や企業性格を有する事業については、経営の健全化を図るため、将来にわたる的確な収支見通しの下に、新たな財源確保策を検討するとともに、従来にも増して、徹底した経費の節減、業務の合理化・効率化などに努めること。
- (2) 一般会計との負担区分を明確にし、やむを得ない財源不足についても、一般会計からの繰入金を最小限にとどめるとともに、現在、一般会計から貸付けを受けている資金についても早期に返済できるよう経営の一層の効率化を図るなど、独立採算制の原則及び健全経営の確保に努めること。

2 公益的法人等における事業の再点検

- (1) 公益的法人等については、社会経済情勢の変化を踏まえた上で、市からの委託事業や補助事業について、そのあり方を含め再点検すること。
- (2) 公益的法人等が自主事業を実施する際には、当該団体が保有する基金の有効活用を十分検討するよう指導すること。
- (3) 基本財産等の資金運用については、金融情勢を的確に把握し、安全かつ有利な方法で運用するなどきめ細やかな指導を行うこと。